政令

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年十一月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十一号

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十三年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第三条第五号ワ、ヨからレまで及びツ」を「第三条第五号ワ、ヨからレまで、ツ及びラ」に改める。

附　則

この政令は、平成二十八年十一月十八日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
防衛大臣　稲田　朋美

省令

○法務省令第四十五号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月十七日

法務大臣　金田　勝年

登記事務委任規則の一部を改正する省令

第一条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

3　東京法務局町田出張所管内東京都町田市小山町に属する地域（平成二十八年十二月一日に神奈川県相模原市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、横浜地方法務局相模原支局で取り扱わせる。

第二条に次の一項を加える。

4　横浜地方法務局相模原支局管内神奈川県相模原市緑区東橋本三丁目四丁目及び中央区宮下本町二丁目三丁目に属する地域（平成二十八年十二月一日に東京都町田市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、東京法務局町田出張所で取り扱わせる。

第二条　登記事務委任規則の一部を次のように改正する。

第一条第三項及び第二条第四項を削る。

附　則

この省令は、平成二十八年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年一月十六日から施行する。